

公示番号：170302

国名：フィリピン

担当部署：地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム

案件名：廃棄物管理モニタリング能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（第2次）
（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年6月下旬から2017年8月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 0.63M/M、合計 1.03M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	19日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月7日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月16(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	フィリピン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

フィリピンにおける固形廃棄物問題は、マニラ首都圏や地方中核都市において深刻な社会問題となっており、フィリピン政府にとって解決が求められる最優先課題の一つである。フィリピン政府は、固形廃棄物の処理・処分を適切に行うため共和国法 9003号 Ecological Solid Waste Management Act (固形廃棄物管理法) (以下、「RA9003」とする。) を 2001 年に施行し、不適切な最終処分場を衛生埋立処分場に移行することを定めると共に、発生源における廃棄物の減量化及び排出される廃棄物のリサイクルを通じ最終処分される廃棄物処分量を極力削減し、発生する廃棄物を適切に管理することを目指してきた。RA9003 では 2006 年までに全ての不適切な最終処分場を衛生埋立処分場に移行することを定めたが、本技術協力プロジェクトの要請段階 (2015 年 6 月) においても 820 の最終処分場のうち、衛生埋立処分場は 102 箇所にとどまっている。また、RA9003 では廃棄物管理は地方自治体 (LGU) の責任で行う旨規定しているが、技術的・経済的問題から適切な廃棄物管理が行われている地方自治体は限定的である。特に都市域においては、最終処分場の稼働差止めにかかる住民訴訟や最終処分場の新規設立の目途が立たないなど、適切な廃棄物管理の実施が困難な状況が発生しており、中央政府が廃棄物管理施設の整備等に対し適切な措置をとる必要が生じている。

2001 年に施行された RA9003 は不適切な処分場の閉鎖を定め発生源における廃棄物の減量化を試みる高い理想を掲げた法律であった。他方、1999 年の大気浄化法 (RA8749) によって廃棄物の焼却が実質的に禁止された後に策定された RA9003 は、焼却を行わない前提の下で策定された法律でもあった。3R (Reduce, Reuse, recycle) が理想通り行われる前提で計画された処分場計画は、地方自治体の財政的・技術的制約から想定通りにはならず、民営化が進んだ収集運搬によりマテリアルフローの管理がままならない現状がある。2015 年に、最高裁判所は廃棄物焼却に関する判決を示し、大気浄化法は適切な環境設備を有する焼却施設を禁止するものではないことを示し、廃棄物発電・エネルギー回収 (Waste To Energy、以下「WTE」とする。) を導入する方向へと廃棄物政策の方針が再度変更されることとなった。これを機に、天然資源環境省 (DENR) 及び国家固形廃棄物管理委員会 (NSWMC) はわが国環境省の協力の下で、廃棄物の減容化を管理するための WTE ガイドラインの整備を進めてきた。このガイドラインは廃棄物施設の導入にあたり考慮すべき基本的な施設仕様やモニタリング義務等といった環境配慮要件を定めているが、これを担当する環境庁 (DENR-EMB) は WTE 施設に対するモニタリングについて経験や実績がない。また、LGU は WTE 施設導入に関連した審査や施設導入にあたり行政機関が留意すべき事項について知見を有していない。これらの背景から、DENR-EMB や LGU の WTE に係るモニタリング能力向上を目的とした技術協力プロジェクトの要請が提出された。

同要請に基づき、JICA は、2016 年 12 月～2017 年 3 月まで、プロジェクト形成に必

要な情報を収集・整理することを目的とした「詳細計画策定調査（第1次）」を実施した。同調査（第1次）では、フィリピン政府が整備したWTEガイドラインの詳細および中央政府、LGUのWTE導入を含む廃棄物管理の現状・課題を確認・分析し、WTE施設導入にあたってフィリピン政府行政機関が検討すべき事項を明らかにするとともに、プロジェクトの活動内容や実施体制等に係る検討を行った。

本詳細計画策定調査（第2次）では、第1次調査の結果を踏まえ、プロジェクトの実施体制及び活動内容を含むプロジェクトのフレームワーク全体について確認・協議・最終化し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2017年6月下旬）

- ①要請背景・内容及び第1次調査結果（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）を把握の上、現地調査で収集すべき追加情報を検討し取りまとめる。また、必要に応じ、フィリピン側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を、他の調査団員と協議の上、作成し取りまとめる。なお、質問票を事前にフィリピン側に配布する場合には、JICA担当部署と相談の上、JICAフィリピン事務所を通じて配布する。
- ②プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の作成に協力する。
- ③他の調査団員等と協議の上、必要な訪問先を抽出し、現地での調査日程（案）の作成に協力する。
- ④対処方針（案）（和文）の作成に協力する。
- ⑤調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2017年7月上旬～7月下旬）

- ①JICAフィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ②廃棄物管理団員が追加収集した情報・資料等をもとにプロジェクトの実施に必要な投入（専門家、研修、機材、C/Pの配置、ローカルコストの負担）の検討に協力する。
- ③フィリピン側関係機関とのプロジェクトのフレームワークに係る協議に参加する。
- ④廃棄物管理団員が追加収集した情報・資料等をもとにPDM案、PO案、R/D（Record of Discussions）案及びM/M（Minutes of Meetings）案の作成に協力する。
- ⑤担当業務に係る現地調査結果をJICAフィリピン事務所等に報告する。
- ⑥評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年7月下旬～8月上旬)

- ①事業事前評価表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当業務に係る調査結果を報告する。
- ③担当業務に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成するとともに、他の担当業務の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当業務に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒マニラ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2017年7月4日～22日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と数日遅れて現地調査を開始する予定です。
すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 廃棄物管理 (JICAが別途契約するコンサルタント)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ

JICA がアレンジしますが、現地派遣開始後の日程変更等についてご自身でアレンジいただく可能性もあります。

カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム (TEL : 03-5226-9541、E-mail : gegem@jica.go.jp) にて配布します。

- ・フィリピン国廃棄物管理モニタリング能力強化プロジェクト詳細計画策定調査 (第1次) ファイナルレポート
- ・フィリピン国廃棄物管理モニタリング能力強化プロジェクト要請書

②本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・我が国循環産業の国際展開 : 4.循環産業に関する海外情報及び我が国の国際事業一覧 (フィリピン)

http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/philippine.html

- ・ “Barriers for Implementation of the Philippine National Solid Waste Management Framework in Cities”(IGES Policy Brief Number 33, June 2016)
http://pub.iges.or.jp/modules/envirolib/upload/6639/attach/PB_E_33_0607_final.pdf

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④環境分野の調査経験を有することが望ましい

以上